

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第11号）を次のとおり専決処分する。

2022年（令和4年）1月14日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

### 令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度藤沢市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,643,520千円を追加し、歳入歳出それぞれ174,038,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		38,160,116	5,643,520	43,803,636
	2 国庫補助金	13,829,117	5,643,520	19,472,637
歳入合計		168,395,297	5,643,520	174,038,817

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民生費		77,527,318	5,643,520	83,170,838
	1 社会福祉費	28,951,189	5,643,520	34,594,709
歳 出	合 計	168,395,297	5,643,520	174,038,817

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額
15 国庫支出金	38,160,116	5,643,520
歳 入 合 計	168,395,297	5,643,520

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補 特
				国庫支出金
4 民生費	77,527,318	5,643,520	83,170,838	5,643,520
歳 出 合 計	168,395,297	5,643,520	174,038,817	5,643,520

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
43,803,636
174,038,817

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	38,160,116	5,643,520	43,803,636
2 国庫補助金	13,829,117	5,643,520	19,472,637
3 民生費国庫補助金	8,074,729	5,643,520	13,718,249
歳 入 合 計	168,395,297	5,643,520	174,038,817

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	5,643,520	05 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金 5,643,520

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 民生費	77,527,318	5,643,520	83,170,838	5,643,520		
1 社会福祉費	28,951,189	5,643,520	34,594,709	5,643,520		
1 社会福祉総務費	15,061,247	5,643,520	20,704,767	5,643,520		
歳 出 合 計	168,395,297	5,643,520	174,038,817	5,643,520		

(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	8 旅費	20	27 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費 5,643,520
	10 需用費	1,610	
	11 役務費	18,144	
	12 委託料	61,063	
	13 使用料及び 賃借料	32,683	
	18 負担金補助 及び交付金	5,530,000	

## 参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。ただし，第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については，この限りでない。

3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。